

印刷
原稿の向き：よこ原稿
両面印刷：短辺とじ

表

裏

<p>鋼製船舶の解体、改修等の工事の流れ</p> <p>【目次】</p> <p>作業主任責任、特種作業、（作業計画書作成）</p> <p>1</p> <p>作業計画作成、作業の開始</p> <p>除去作業準備 (構内、養生、立入禁止区域、避難経路)</p> <p>石綿の選別化、除去、搬出</p> <p>残取防止処理、取り出し確認、清掃等</p> <p>作業の記録</p>	<p>鋼製の船舶の工事に係る主な対策</p> <p>【目次】</p> <p>1. 工事発生状況に応じた対応措置</p> <p>2. 事前調査、周知</p> <p>3. 作業主任</p> <p>4. 特別の教育</p> <p>5. 作業計画の策定</p> <p>6. 作業の搬出</p>
--	---

<p>7. 作業の立入禁止等</p> <p>8. 石綿含有成形品の除去等の施工方法</p> <p>9. 保護員の着用</p> <p>10. 選別化</p>	<p>1. 付着物の除去、用済の措置の解除について</p> <p>1.2. 写真等による作業の記録</p>	<p>全ての鋼製船舶に石綿対策が法令上求められています</p> <p>鋼製船舶の解体、改修等の定期的検査等を行う際には、事前に石綿対策を講ずることが義務付けられています。</p> <p>石綿が使用されている場合は、労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策のため、石綿粉着予防措置等に定める措置を講ずることが義務付けられています。</p> <p>石綿の使用箇所</p> 
--	--	---

<p>鋼製船舶の解体、改修等の工事の流れ</p> <p>【目次】</p> <p>作業主任責任、特種作業、（作業計画書作成）</p> <p>1</p> <p>作業計画作成、作業の開始</p> <p>除去作業準備 (構内、養生、立入禁止区域、避難経路)</p> <p>石綿の選別化、除去、搬出</p> <p>残取防止処理、取り出し確認、清掃等</p> <p>作業の記録</p>	<p>7. 作業の立入禁止等</p> <p>8. 石綿含有成形品の除去等の施工方法</p> <p>9. 保護員の着用</p> <p>10. 選別化</p>
--	--

<p>全ての鋼製船舶に石綿対策が法令上求められています</p> <p>鋼製船舶の解体、改修等の定期的検査等を行う際には、事前に石綿対策を講ずることが義務付けられています。</p> <p>石綿が使用されている場合は、労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策のため、石綿粉着予防措置等に定める措置を講ずることが義務付けられています。</p> <p>石綿の使用箇所</p> 

7. 隔離・立入禁止等

(石綿則第6条、第7条、第15条関係)

- ◆「吹付け石綿の除去、封じ込め又は囲い込みの作業」及び「石綿等の切断等の作業を伴う石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業」を行うときは、**次の措置等**を講じなければならない。ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
 - ①当該作業場所をそれ以外の作業場所から**隔離**すること。
 - ②作業場所の排気に、**集じん・排気装置**を使用すること。
 - ③作業場所を**負圧**に保つこと。
 - ④作業場所の出入口に**前室**を設置すること。
- ◆石綿等の**切断等を伴わない**石綿含有の保温材等の除去作業及び、石綿等の**切断等を伴わない**吹付け石綿の囲い込みの作業を行うときは、作業従事者以外の**立ち入りを禁止し、その旨を表示**すること。また、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じること。
- ◆その他の作業においても、関係者以外の立入を禁止し、その旨、表示すること。

8. 石綿含有成形品の除去等の施工方法

(石綿則第6条の2、告示279号)

- ◆石綿含有成形品の除去は、切断・破砕等によらない方法で行うことが原則必要である。石綿含有のけい酸カルシウム板第1種の切断・破砕等をすときは、作業場を隔離（負圧不要）が必要である。

9. 保護具の着用

(石綿則第14条、第44条、第45条関係)

- ◆工事では、労働者に所要の**呼吸用保護具、作業衣又は保護衣**を使用させなければならない。また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあつては、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等に限る。

10. 湿潤化 (石綿則第13条関係)

- ◆工事では、石綿等を原則**湿潤**なものとしなければならない。これが著しく困難な時は、除じん性能付電動工具の使用などが必要である。

11. 付着物の除去、隔離の措置の解除につ

いて (石綿則第6条、第32条の2、第46条関係)

- ◆保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。
- ◆足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。
- ◆作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は石綿含有の保温材等の除去作業を行った場合にあつては、除去した部分を薬液等により湿潤化し、石綿作業主任等が除去完了を確認した後でなければ隔離の措置を解除してはならない。

12. 写真等による作業の記録

(石綿則第35条、第35条の2)

- ◆作業計画に従って作業を行わせたことについて、**写真等により記録**し、作業を終了した日から**3年間保存**すること。
- ◆石綿等の粉じんを発生する場所において**常時作業に従事する労働者**については、1ヵ月を超えない期間ごとに**作業の記録を作成**し、これを作業を離れた日から**40年間保存**すること。

問い合わせ先



海事局船舶産業課

TEL : 03-5253-8634



一般財団法人 日本船舶技術研究協会
JAPAN SHIP TECHNOLOGY RESEARCH ASSOCIATION

基準・規格グループ 規格ユニット

TEL : 03-5575-6426

2021.12.03

全ての鋼製船舶に石綿対策

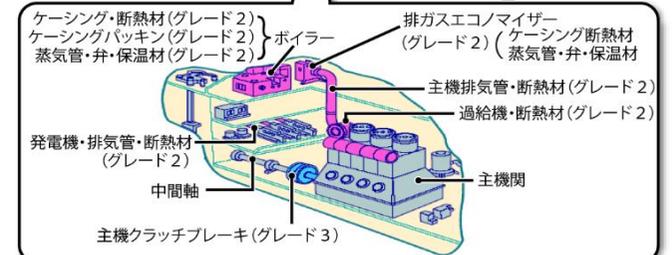
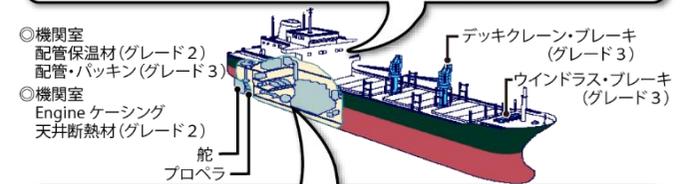
が法令上求められています

鋼製船舶の解体や改修の作業（船舶安全法の定期的検査等に伴う工事を含む）を行う際には、**事前に石綿使用の有無を調査**することが**義務付けられています**。

石綿が使用されている場合は、労働者の石綿粉じんへの**ばく露防止対策**のため、石綿障害予防規則等に定める措置を講じることが**義務付けられています**。

石綿の使用箇所

アスベスト使用部位



鋼製船舶の解体、改修等の工事の流れ

【注】工事には船舶安全法による**定期検査工事**なども含まれます。

作業主任者選任、特別教育、（事前調査者育成¹）

注1：事前調査は**令和5年10月からは厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務化**される見込みです。

事前調査実施、（調査結果の届出²）

注2：総トン数20トン以上の鋼製船舶事前調査結果は**令和4年4月1日から工事開始前に労働基準監督署へ報告義務**となる見込みです。

作業計画作成、作業の届出³

注3：建設業又は土石採取業を兼業する事業者は、工事開始の14日前までに届出が必要です。

除去作業準備 （掲示、養生、立入禁止措置、保護具等）

石綿の湿潤化、除去、搬出

飛散防止処理、取り残し確認、清掃等

作業の記録

鋼製の船舶の工事に係る主な対策

【注】詳細は、（一財）日本船舶技術研究協会の船舶における**適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル**をダウンロードしてご確認ください。

1. 工事発注時における措置

（石綿則第8条、第9条関係）

◆鋼製船舶の解体、改修等の工事（船舶安全法の定期検査等に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の**発注者（船主等）は、次の配慮が必要。**

①情報提供の努力義務

工事発注者（船主等）は、工事の請負人に対し、当該船舶における石綿等の**使用状況等（設計図書等）を通知**するよう努めなければならない。

②注文者の発注条件への配慮義務

工事発注者は、調査の結果、**石綿の使用が明らかとなった場合は**、工事の発注条件について、工事を請け負った事業者が、法令を遵守して工事が出来るように、**工事費用（契約金額）、工期、作業の方法などに配慮が必要。**

2. 事前調査、掲示（石綿則第3条関係）

◆事前に**工事対象となる全ての部材を調査し、その記録を3年間保存**すること。調査の結果、石綿の使用の有無が判明しなかった時は、分析調査を行う。

（石綿があるとみなして対策すれば分析調査は不要。）

◆事前調査は**設計図書等の文書と目視による確認が必要**で、目視とは現地部材の製品情報などを確認することをいう。目視ができない部分は目視可能となった時点で調査を行う。

◆**石綿がないと判断**するためには、製品を特定した上で以下のいずれかの方法によること。

・製品メーカーによる**証明**や成分情報などと照合する方法

・製造年月日が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

◆以下の確認ができる場合は、**目視等によらなくてもよい。**

・過去に行われた**事前調査**に相当する調査の結果確認

・インベントリ確認証書交付船舶の**インベントリの確認**

・着工日が**平成18年9月1日以降**であることを確認

◆次のいずれかに該当する場合は、**事前調査は不要。**

・**木材、金属などの石綿が含まれていないことが明らか**なものの工事で、切断等、除去又は取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

・工事対象に極めて**軽微な損傷しか及ぼさない作業**（例、釘を打って固定する作業等）

・現存する材料等の除去は行わず**新たな材料を追加するのみの作業**

◆また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示し、事前調査の記録の写しを備え付けること。

【注】総トン数20トン以上の鋼製船舶の事前調査結果は**令和4年4月から工事開始前に所轄労働基準監督署へ報告することも義務**となり、また、事前調査は**令和5年10月からは厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることも義務化**となる見込みです。

3. 作業主任者の選任

（石綿則第19条、第20条関係）

◆事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、**石綿作業主任者を選任**し、次の事項を行わせること。

①労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

②保護具の使用状況を監視すること。

4. 特別の教育

（安衛則第36条、石綿則第27条関係）

◆工事に従事する労働者について、法令で定める科目について、**所要の教育**を行わなくてはならない。

5. 作業計画の策定（石綿則第4条関係）

◆工事を行うときは、あらかじめ**作業計画を定め**、当該作業計画により作業を行わなければならない。

6. 作業の届出

（安衛則第90条、石綿則第5条関係）

◆次の作業については、**工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届出**なければならない。

①**吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込み作業**

②石綿等が使用されている**保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業**

【注】建設業又は土石採取業を兼業する事業者の場合は、工事開始の14日前までに計画届出が必要。